

権利関係 民法

その他①

行政書士
宅地建物取引主任者 **森瀬泰豊**

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

不法行為 契約に基づかない行為

- ・被害者又は法定代理人が 損害および加害者を知った時から3年で時効
- ・不法行為の時から20年でも時効
- ・胎児は損害賠償請求権がある
- ・不法行為に基づく損害賠償義務は、行為の時から履行遅滞になる

共同不法行為

- ・数人が不法行為を同時にやって、誰の行為が損害を引き起こしたのかが不明
- ・その行為を行った者全員で連帯して責任を負う

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

使用者責任

(会社など)
使用者



被害者

← ①不法行為

被用者
(社員など)
業務の執行中

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

請負

仕事の完成に対して報酬を支払う

委任

行為に対して報酬を支払う

留置権

その物によって生じた債権であること

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

民法 その他① のポイント

不法行為 時効 3年と20年 胎児にも請求権あり
行為の時から履行遅滞

共同不法行為 全員連帯して賠償

使用者責任 使用者は、被用者が業務執行中に不法行為を行った場合、責任を負う

留置権 その物に関して生じた債権

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。